

令和3年度伊勢原市人権施策推進委員会 議事概要

〔事務局〕 人権・広聴相談課

〔開催日時〕 令和4年1月26日（水曜日）午後2時～午後3時40分

〔開催場所〕 伊勢原市役所 議会全員協議会室

〔出席者〕

（委員） 押久保委員長、井出副委員長、杉山委員、井田委員、早乙女委員、藤原委員、福田委員、和田委員、成田委員、西尾委員

（事務局） 市民生活部長、人権・広聴相談課長ほか職員3名

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0人

《審議の経過》

1 開会

2 議題

（1）パートナーシップ制度の導入について

パートナーシップ制度の導入に向けた主な論点について事務局から説明し、協議した。

（2）犯罪被害者等支援施策について

犯罪被害者支援施策について事務局から説明し、協議した。

（3）その他・報告事項

同和問題の動向について報告した。

※主な意見・質疑の内容は別紙のとおり

以上

(1) パートナーシップ制度の導入について

【主な意見】

- 性同一性障害の人が、性を転換するための特例の法律が出来たが、条件がかなり厳しい。例えば、生殖腺を除去していないとダメだとか、結婚していちゃダメ、などの条件がある。これについて、最高裁の判決が昨年、一昨年と立て続けに出されたので、学生に議論させたところである。今の学生の感覚からすると、少なくとも生殖腺除去というのは、あまりに身体の負担が大きくて、ひどい要件なのではないかということで、憲法違反という判決を出してもいいのではないかという意見が強かった。その議論を聞いていて、生まれたときから性的マイノリティの問題に直接、接している若い人たちは、性的マイノリティに対する理解が進んできていると感じた。
- 制度の導入自体は賛成だが、法律婚の場合も別れることはある。パートナーシップの期限を設けないのは妥当なのかどうか気がなるところである。法律婚と同様に、本人から届け出がない限りはそのままでもいいのかと、いうのは気がかりである。
- 法律婚は特別な費用を必要としない、ということを変更して聞くと、法律婚というのは、定型的契約を国家が保証する無料サービスだということを感じた。公正証書の提出を求めると、有料になってしまうこと、条例ではなく要綱が根拠だということ、効果も心理的な面と公的施設を使えるようになることに限られていることを踏まえると、無料で、公正証書の提出も必要としないというのは妥当だと思う。
- 居住地として、「2人が市内に住所を有する(予定含む)」という部分だが、離れて暮らしていても、2人が市内にいればいい、という点は評価できるが、例えば、「単身赴任で片方が伊勢原市に住んでいて、片方が他の自治体に住んでいて、週末だけ伊勢原市で一緒に住む」というように普段、住所が離れるということもあり得ることである。その場合、普段離れて住んでいても、片方だけその自治体に住んでいれば認める、ということならいいが、そうでない場合はどこからもパートナーシップ認定を受けられないおそれもある。改良案として、住所ではなく本籍が一緒なら認める、ということはあるのかと思う。住所は生活の本拠なので、実態に即して定まる。実態として週末だけ同居しているような場合でも、パートナーシップの認定を受けるため、同じ本籍に移すということは可能だと思うので、本籍が一緒なら認めてもいいのではないかと思う。

【質疑応答】

No.	質問	回答
1	パートナーシップの宣誓をすると、扶養・被扶養の関係についてはどうなるのか。	扶養については民法上で定められていることなので、パートナーシップの宣誓をしたことをもって、扶養・被扶養の関係を認めていくことは難しい。性的マイノリティ当事者の相続や扶養・被扶養などの問題については、国全体の制度に関わる部分なので、国の動向を注視しながら、必要に応じて制度の改善を要望する、という対応をしたいと考えている。
2	同性婚を認めるというのは、民法の根本的な改正が必要になる。また、憲法24条で結婚は異性を予定しているという解釈が有力説ではある。今回、条例ではなく要綱で制度をつくるということでもわかるように、この制度は同性婚を法的に認めていくという性質のものではない。もちろん重要な問題では	御指摘のとおり。

	あり、この制度を導入すれば当事者の方が心理的に、公的に認められたという感覚は出てくると思う。それにプラスして公的な施設を利用できるようになるなどの効力が出てくる。ただ、扶養・被扶養や相続についての効力は出てこない、という理解でよろしいか。	
3	申請要件で、「近親者でないこと」というものがある。3親等以内だと結婚できないことになっているので、4親等以上でないといけない、ということではよろしいか。そのあたりは、はっきりしておく必要があると思う。	御指摘のとおり、法律婚と同様、4親等以上が条件と考えている。
4	要綱を根拠にしている自治体がほとんど、ということだが、条例を根拠にしている自治体もあるということか。また、割合としてはどのくらいか。	日本で最初に制度ができたのが、渋谷区と世田谷区だが、渋谷区は条例で、世田谷区は要綱を根拠にしている。その後、全国の自治体に制度が広がった。正確なデータはわからないが、9割以上は要綱だと思われる。
5	都市間連携とは、具体的にどのようなものなのか。	連携をしている自治体間で引っ越しをした場合、引っ越し前の自治体で行ったパートナーシップの宣誓を改めて行う必要がなくなる。申請要件や対象者の範囲など、ある程度共通していないと連携しづらいというデメリットはあるが、申請者からすれば、引っ越しの度に申請し直さなくていいので、利便性は高まるというメリットがある。

(2) 犯罪被害者等支援施策について

【主な意見】

- 憲法の条文で、被疑者・被告人の人権については、31条しかない人権条項のうち、10条近くを占めていて、非常に詳細に規定されている。これは歴史上、捜査などで拷問や拷問に近いことが横行したという経緯があって、そうなっているが、被害者については憲法には何も書いていない。現在、世論として被疑者や被告人だけでなく、被害者の人権の方がむしろ重要なのではないかという意見が強い。それに関して、犯罪被害者等基本法ができている。刑法は、犯人を特定して、立証し、処罰するものなので、犯罪被害者についてはあまり関係してこなかった。民事上は犯人から損害賠償を受けるのが筋だが、大抵、犯人にはその能力がない。かなり辛い状況になっていくことが多い。そうしたことから、犯罪被害者を公権力で支援する必要がある、という世論が強くなってきたという背景がある。
- 犯罪被害者等支援と保護司の活動は正反対の仕事をしている。保護司は伊勢原に24名いるが、罪を犯して仮出所した人に対して、就職支援や社会に溶け込んでいけるように面接をしながら指導している。被害者支援についても非常に興味があるところで、様々な研修にも参加している。被害者支援を行っている保護司もあり、横浜管内では4～5名いると聞いているが、活動状況はあまり伝わってこない。保護司の仕事と犯罪被害者等支援は表裏一体で取り組んでいく必要がある。

- 刑法はいま、修復的司法といわれる、加害者と被害者がわかりあえる、というところまでいくかはわからないが、ある程度理解し合う、という考え方が取り入れられている。例えば被害者の方が親を殺されたら、犯人を終生憎み続けるのではなくて、相手のことも知って、相手はこういう事情でこういうことをやってしまったんだ、ということを理解する。加害者の方も、こういう状況にある被害者に対して、こういうことをしてしまったんだということを理解する。完全な和解ということは出来なくても、少しでも理解を進めた方が、お互いにとって、少しでも良い方向に行けるのではないかと、ということである。これは、刑事法の中では強い流れである。そうした面から、被害者と加害者、これを表裏一体として扱う、というのは貴重な意見だと思う。
- 制度の骨格としては、案のとおりでよいと思う。先の議題にあったパートナーシップ制度は、基となる法律がない状態で制度をつくるということだから要綱でいいし、犯罪被害者支援については、犯罪被害者等基本法に基づいて県や市のレベルでも施策を実施していくということなので、条例という形が適切だと思う。制度の中身について、貸付ではなく見舞金、というのは非常に大きいと思う。加害者は処罰されて、服役していたり、出所した後もなかなか職に就けなかったり、支払能力がないことが多い。貸付ではなく、お金を当座必要なことについて使ってもらい、ということだけでも犯罪被害者にとってはありがたいと思う。
- 一家の大黒柱を殺された、または仕事が出来ないほどの怪我を負い収入がない、というときに住居を追い出された場合に、一時的な住居があるのは非常に助かると思うので、公営住宅の取扱いというのは大変いい制度だと思う。
- 支援制度が広報されれば、相談に来る人はかなり多くなると思う。需要はあるのではないかと。二次被害については、本当に気をつけて喋らないといけない。報道にまで至る事件だと、テレビやインターネット上で実名が出てしまったりすることによって、いわれのない言葉を投げかけられるという二次被害もあり、それも大きなテーマである。

【質疑応答】

No.	質問	回答
1	市で行う中長期的な支援はどのくらいの期間を考えているのか。	県では犯罪の認知から概ね6ヶ月程度を目途に支援を行っている。そこを引き継ぐような形で考えており、4ヶ月から3年程度を考えている。切れ目のない支援を行うために、6ヶ月から少し前、という案にしている。初期対応として市ができることについては、検討しながら実施していきたい。精神的な問題などは、カウンセリングなど、ある程度長期の支援を要すると思われるので、他自治体の状況も踏まえて、3年と設定している。
2	カウンセリングは無料になるのか。	細かい部分は今後検討していくが、できる限り無料で実施できるように考えている。ただ、回数の制限は規定していく必要があると考えている。

3	<p>支援対象が粗暴犯(傷害、暴行等)と知能犯(詐欺)に限られているが、経済犯など、他の犯罪はどうなのか。</p>	<p>細かい部分は今後検討していくが、他自治体の状況を見ても、経済犯は今のところ想定はしていない。心身に著しい影響が及ぶような、重篤な被害を中心に支援していきたいと考えている。</p>
4	<p>県の条例が施行されたのが平成21年ということだが、横浜市と茅ヶ崎市以外の自治体はこれまで条例を制定してこなかった。ここで、伊勢原市が条例制定を検討し始めた背景・経過は何かあるのか。</p>	<p>支援窓口は各自治体において決まっているが、これまで具体的な相談があまりなかったので、支援条例を制定するところまでは考えていなかった。国の第4次犯罪被害者等基本計画において、地方公共団体に対して、支援の体制を整えることを要請していくことが示され、県からも働きかけがあったため、各自治体、少しずつ動いてきているという状況である。また、本市では令和2年に市議会に対し犯罪被害者等支援条例の制定を求める陳情が提出され、採択されている。</p>
5	<p>議題として犯罪被害者等支援を取り上げているが、この委員会は審議会としての位置づけなのか、それとも検討会議としての位置づけなのか。</p>	<p>今回は審議会としての位置づけであり、諮問・答申のような手続きを踏むことを想定しているわけではなく、人権施策の一環として委員の皆さまから御意見をいただければということで議題とさせていただいた。この後、庁内会議やパブリックコメントを経て、令和5年4月施行を目指して進めていき、経過等はまた本委員会で説明させていただきたい。</p>
6	<p>伊勢原市ではこれまで、被害者からの相談は少なかったということだが、犯罪の中で特に交通事故については、新聞などでよく報道されているところである。初期の支援としては保険があるということで少ないんだと思うが、親を亡くした子ども達は長い年月をこれから過ごすことになる。中長期的な対応として4ヶ月から3年までという説明があったが、これでは短いということもあり得るのではないか。子どもが成人するまでの5年・10年の長い期間で支援していくことも必要ではないか。</p>	<p>交通事故の場合は基本的には保険金が出ることから、金銭的な支援を更に行うかどうかは、傷害事件などとは別に検討する必要があると思うが、カウンセリングなどは重要だと考えている。早期の回復を目指す制度であり、一生涯にわたって支援していくということは現実的に難しいため、他自治体の制度も参考にして、3年という案を提示させていただいた。</p>
7	<p>公営住宅の目的外使用とは、どのようなことを想定しているのか。</p>	<p>公営住宅は継続して住むということが前提になっているので、犯罪被害者等の一時的な住まいにするというのは目的外使用ということになる。もし、本市でも制度を導入するならば、そのあたりは整理しないといけない。</p>

8	相談や支援につなげる「ワンストップ窓口」という名前にどういう意味を込めているのか。	自治体では、とかくたらい回しという批判を受けるので、相談窓口に来ていただければ、必要に応じて各担当を呼んで、相談やご要望を伺っていく、という体制にして、被害者の方が色々な課を回らなくてもいいようにしたいと考えている。
9	施策内容として専門職の設置、と記載されているが、予算の問題などがあると思うので、どのような形を想定しているか。例えば、常勤の職員か、非常勤の職員か、あるいはボランティアを頼むなど。	専門職とは、カウンセリングが出来るような、心理士のような資格をもっている方などを想定している。常勤が望ましいが、会計年度任用職員でも配置できればと考えている。ただ、予算の問題もあり、配置できるかは未確定である。令和4年度は、県が主催する犯罪被害者支援のボランティア講座を事務職員が受講し、被害者への対応等を学んでいきたいと考えている。
10	今まで相談があまりなかったことで、多くの自治体が条例を制定していなかったということだが、犯罪被害者は実際、色々な面で困ると思う。市内だけでも刑法犯罪の認知件数は例年、約600～900人程度あることから、広報を行えば制度は使われるのではないかと思う。	被害者には警察から県や市の支援策が紹介される。今まで伊勢原市には被害者支援に特化したサービスはなかったことで、警察から紹介はなかったが、支援制度ができれば、警察から被害者に制度の情報は伝わっていくようになる。制度ができれば、リーフレットを作成して、警察に提供したいと考えている。市民向けに広報が必要なこととしては、周囲の無理解や何気ない一言で被害者を傷つける二次被害を防ぐための啓発が重要と考えている。

(3)その他・報告事項

【主な意見】

<ul style="list-style-type: none"> ● 部落差別の動向について、委員から報告があった。
<ul style="list-style-type: none"> ● 資料発送スケジュールの見直しについて、委員から要望があった。 (団体選出委員が、議題について所属団体と調整する時間もとれるようなスケジュールで資料の発送をお願いしたい。)
<ul style="list-style-type: none"> ● 委員会の議題について、委員から要望があった。 (人権施策推進指針に掲げる分野や、各委員の所属団体に関わる分野について、直近の取組や課題を報告だけでもいただけるようお願いしたい。)